

所管事務調査の充実に係る委員長提案

【要旨】

1 「年間調査テーマの設定の考え方について」

第2回定例会で実施される委員改選後における直近の協議できる委員会において、年間テーマを設定するか否かを協議して、委員会としての方針を決定する。

その方法は、委員長からの提案で進めるもよし、委員から提案を受けて検討するもよし、具体的方法等については、委員長の主導の下、適切に判断し取り組んでいく、柔軟な方法で行っていくことが望ましい。

今後は、「協議できる環境」と「これまで以上に所管事務調査に自主性をもって、積極的姿勢で取り組んでいく」ことが大事。

2 「調査実施に当たってのルールの必要性について」

今後、各委員会でそれぞれ対応が異なることを避けるため、最低限のルールとして以下の2点を決定事項とする。

- ① 外部諸団体や学識経験者等を招へいしたい場合には、委員会内で十分協議して、開催を決定する。
- ② 一方、当局からの行政報告や緊急性を要する場合には、迅速かつ円滑に開催できるよう、正副委員長の協議により開催を決定する。